

一括改定法案を閣議で決定

75歳以上医療保険料増

政府が狙う75歳以上の医療保険料引き上げ(年額)

	24年度	25年度	保険料額
1人あたり平均	+8400円	+1100円	8万7200円に
年収200万円	+4600円	+3900円	9万700円に
年収400万円	+2万5600円	+0円	23万1300円に

※増加額は法改定とは別の高齢化・医療費増に伴う分を含む

※厚労省資料から作成

岸田政権は10月、75歳以上の中間所得層以上を対象に、医療保険料を2024年度から段階的に引き上げると

とを盛り込んだ健康保険法などの改定法案を閣議決定しました。国会で成立させる狙いです。これとは別に高

齢化などに伴う保険料増も計画しているため、合計では加入者1人あたり年平均で1万円近い負担増となります。

年収153万円を超える75歳以上の人が対象で、同世代の4割を占めます。世論の批判に押され、年収153万超から211万円までの240万人(12%)は24年度実施を見送るものの、25年度から引き上げます。物価高騰や年金の実質引き下げで苦しい生活が、いっそう圧迫されるのは必至です。政府は現役世代の負担の抑制を口実にし

て、世代間対立をおおっています。しかし、制度改定をしても、中小企業の従業員らが入る「協会けんぽ」の場合、従業員が支払う保険料の引き下げ額は1人あたり平均で年約400円にすぎません(24年度)。一方で、保険者に対する国庫補助は年50億円減(同)となります。

また、出産育児一時金の増額財源に保険料増の一部を充てることも口実にしています。改定法案では、65歳74歳の医療給付費の財政調整を見直すなかで、協会けんぽへの国庫補助を計1290億

円削減する内容も盛り込むなど、国の責任を後退させる姿勢を鮮明にしています。都道府県が23年度中に策定する次期「医療費適正化計画」での、給付費抑制・削減を狙った目標強化や、都道府県に、国民健康保険料(税)の大幅引き上げにつながる「保険料水準の統一」の加速化プランを策定させることも盛り込んでいます。

在宅・夜間対応などの「かかりつけ医機能」を、都道府県が報告を受けて公表する仕組みを新設します。財務省が「かかりつけ医を制度化し、それ以外に受診した際の患者負担増を再三迫っている経緯があり、慎重な議論が求められます。